

## #51 議員定数不均衡と投票価値の平等

### 1 定数不均衡の判断枠組み（4段階）

**結論** 最高裁は、定数不均衡を次の4段階で判断します。

- ・一段目：較差が大きすぎれば、**違憲状態**になります（目安は2倍超）。
- ・二段目：合理的期間が経過して、初めて**違憲**になります。
- ・三段目：違憲になるのは、**定数配分規定の全体**です。
- ・四段階目：事情判決の法理により、選挙は無効にせず、違法の宣言にとどめます。

△ 注意 **違憲状態と違憲は別の言葉**です。混ぜると、以後の判例が読めなくなります。この4段階は、定数不均衡のために最高裁が積み上げた専用の枠組みです。

### 2 較差の測り方

4段階の一段目は、較差の大きさを問います。  
では、較差とは何と何の比なのでしょう。

#### 較差の測り方——議員1人あたりの有権者数で比べる

|        | 有権者数 | 定数 | 議員1人あたり | 較差／1票の重さ                                |
|--------|------|----|---------|-----------------------------------------|
| 設例① X区 | 72万人 | 3人 | 24万人    | 較差 <b>2.0倍</b>                          |
| 設例① Y区 | 24万人 | 2人 | 12万人    | 基準＝ <b>1票</b>                           |
| 設例② X区 | 90万人 | 3人 | 30万人    | 較差 <b>2.5倍</b><br>Y区を1票とすると <b>0.4票</b> |
| 設例② Y区 | 24万人 | 2人 | 12万人    | 基準＝ <b>1票</b>                           |

議員1人あたり有権者数（有権者数÷定数）の比＝較差。逆数を取ると1票の重さになる

#### ■ 較差と1票の重さ

**定義** 較差とは、議員1人あたりの有権者数の比です。有権者数だけの比でも、定数だけの比でもありません。

- ・議員1人あたりの有権者数：有権者数を定数で割った数です。
- ・1票の重さ：定数を有権者数で割った数で、議員1人あたりの有権者数の逆数です。

**具体例** どちらで比を取っても、同じ数字になります。

- ・X区72万人・定数3、Y区24万人・定数2：24万人と12万人で、較差は2倍です。X区の一票は0.5票分です。
- ・X区を90万人にした場合：30万人と12万人で、較差は2.5倍です。X区の一票は0.4票分です。

### 3 投票価値の平等の根拠（14条1項）

較差が大きいと、軽い側の一票は効き目が小さくなります。  
では、一票の重みの平等は、どの条文から出てくるのでしょうか。

#### ■ 15条1項と14条1項の区別

**結論** 一票の重みの足場は、15条1項ではなく14条1項です。14条1項は、形式的に一人一票を揃えるだけではありません。各投票が選挙結果に対して持つ影響力の平等まで保障している、と読めます。

**条文** 2つの条文は、問うている中身が違います。

- ・15条1項：選挙権そのもの（持っているか・実際に使えるか）です。
- ・14条1項：持っている一票がどれだけ効くか（投票価値の平等）です。

**具体例** 較差2.5倍のX区の有権者は、選挙権は持っています。それでも、その一票は0.4票分しか効きません。

△ 注意 一票の重みを15条1項から導くのは誤りです。

#### 14条 | 第三章 国民の権利及び義務（10～40条）

1項：すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

1項：公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

4 一段目：なぜ2倍か（違憲状態）

一票の重みの平等は、14条1項が保障しています。  
では、較差がどこまで広がると、投票価値の平等に反するのでしょうか。

■ 2倍という線の出どころ

定義 複数選挙とは、特定の有権者に2票以上を認める制度です。一人一票の原則を破るものです。

結論 較差が2倍を超えると、違憲状態になります（通説の目安）。

条文 47条は、選挙に関する事項を法律で定めるとしています。この条文は、行政区画や地域のまとまりなど、**非人口的な要素**の考慮も認めている、と読めます。

理由 2倍の線は、次の順で導かれます。

- ・ **上げ足**：投票価値の平等を貫くなら、**人口比例主義**を徹底すべきです。
- ・ **下げ足**：47条により非人口的な要素も考慮できるので、ある程度の較差はやむを得ません。
- ・ **2倍超**：重い側の有権者が2票以上を持つものと同じになり、**複数選挙**を認めたのと同じ結果になります。平等選挙の本質が壊れます。

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

■ 「2倍」と最高裁の言葉

「2倍」と、最高裁の言葉

|          | 受験生が使う言葉               | 最高裁の言葉                                      |
|----------|------------------------|---------------------------------------------|
| 表現       | <b>「較差2倍」</b> という数値の目安 | 「一般的に合理性を有するものとは <b>とうてい考えられない程度</b> 」という評価 |
| どちらが判決文か | 通説がまとめた <b>目安の線</b>    | <b>最高裁自身の言葉</b> はこちら                        |

「最高裁は2倍と言っている」と混ぜない——2倍は通説が引いた線

結論 2倍は、通説が理屈から逆算して引いた目安の線です。

理由 最高裁は、判決文で**2倍という数値基準を立てていません**。使うのは、「**一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度**」という評価の言葉です。

△ 注意 「最高裁は2倍と言っている」とは言いません。

5 二段目：合理的期間論（違憲状態から違憲へ）

較差が2倍を超えると、違憲状態になります。  
では、違憲状態になれば、直ちに違憲なのでしょうか。

■ なぜ直ちに違憲としないか

結論 違憲状態から、**是正のための合理的期間を経過して、初めて違憲になります**。その期間を超えて放置したときに、違憲に格上げされます。

理由 直ちに違憲とすると、常に違憲の選挙しかできなくなるからです。

- ・ **人口の変動**：国勢調査のたびに、較差は動きます。
- ・ **法改正の時間**：是正の法改正にも、時間がかかります。

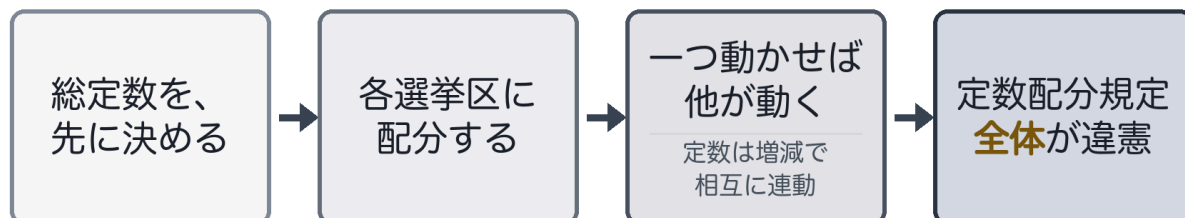
△ 注意 違憲状態と違憲の違いは、較差の**程度の差ではありません**。**時間の経過があったか**という、別の軸での区別です。

## 6 三段目：なぜ全体が違憲になるか

合理的期間が経過すると、違憲になります。

では、違憲になるのは、較差が大きい選挙区の配分だけなのでしょうか。

### なぜ「全体」が違憲になるのか



配分は相互に密接に関連——不平等を招いた部分だけを切り出せない

#### ■ 定数配分規定の全体

**結論** 較差が大きい選挙区だけでなく、定数配分規定の全体が違憲になります。

**理由** 定数配分は、まず**総定数**を決めてから、各選挙区に配分する仕組みだからです。ある選挙区の定数を1増やせば、どこかを1減らさなければなりません。一つの選挙区を動かせば、必ず他の選挙区に跳ね返るので、そこだけを切り出せないのです。

## 7 四段目：事情判決の法理

定数配分規定の全体が違憲なら、その規定で行われた選挙は無効になるはずですが。

では、最高裁は選挙の効力をどう扱ったのでしょうか。

### 違憲なのに、選挙は有効——主語の違い

|    | 本来の帰結                             | 実際の判断                                               |
|----|-----------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 対象 | 選挙 <b>全体</b> が<br>無効になるはず         | <b>定数配分規定</b> は違憲、<br><b>選挙</b> は違法と宣言するにとどめる       |
| 理由 | 違憲な規定に基づく選挙だから<br>(違憲の効果をそのまま及ぼす) | 無効にすると <b>国政が著しく混乱</b> する<br>(選ばれた議員が作った法律の効力も不安定に) |

「違憲」と言われているのは規定——選挙は「違法」と言われただけ

#### ■ 選挙を無効にしない理由

**結論** 事情判決の法理により、選挙は無効にしません。定数配分規定は違憲、当該選挙は違法と宣言するにとどめます。

**理由** 選挙を無効にすると、**国政が著しく混乱**するからです。

- ・ **議員**：選ばれた議員がいなくなります。
- ・ **法律**：その議員たちが作った法律の効力も、不安定になります。

△ 注意 **主語の違い**に気をつけます。違憲と言われているのは**定数配分規定**で、選挙そのものは**違法**としか言われていません。だから、違憲と判断されても、選挙は有効のままです。

類推適用ではなく、法の一般原則

|             | 内容                                                     |
|-------------|--------------------------------------------------------|
| 公職選挙法219条1項 | 行政事件訴訟法 <b>31条（事情判決）</b> の準用を、明文で <b>除外</b> している       |
| それでも最高裁は    | 31条前段には「 <b>一般的な法の基本原則</b> 」に基づく要素が含まれているとして、その原則を援用した |
| つまり         | 条文の <b>直接適用でも類推適用でもない</b> ——条文の奥にある考え方だけを借りた           |

「行訴31条を類推適用した」とは言わない——条文でなく、条文が体现する原則を借りた

結論 最高裁は、行訴法31条を直接適用も類推適用もしていません。条文が体现する一般的な法の基本原則を援用しました。

- ・ 足場：事情判決は、行政事件訴訟法31条1項に定めがあります。
- ・ 壁：選挙訴訟では、公職選挙法219条1項が、31条の準用を明文で除外しています。
- ・ 最高裁：31条1項前段の事情判決には、「**一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素**」も含まれている、としました。

理由 219条1項が封じたのは、**31条という条文**を当てはめることです。条文の外にある法の一般原則までは、封じていません。

△ 注意 「行訴法31条を類推適用した」と書くのは不正確です。判決は、ふつうの公選法違反の選挙については、この原則による回避も認めていません。選挙が憲法に違反する規定に基づき、法改正なしに是正できない場面だから、原則の適用に余地があるとしたのです。

判例 最初に違憲と言った判決 最高裁判所大法廷判決

選挙の効力 行政事件訴訟法三十一条一項前段の規定については、一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれていると解すべきである。

**31条** | 行政事件訴訟法 第二章 抗告訴訟 第一節 取消訴訟（8～35条）

1項：取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが**公共の福祉に適合しないと認める**ときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の主文において、**処分又は裁決が違法であることを宣言**しなければならない。

**219条（抜粋）** | 公職選挙法 第十五章 争訟（202～220条）

1項：この章（第二百十条第一項を除く。）に規定する訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定にかかわらず、同法第十三条、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十四条の規定は、準用せず……

■ 将来効判決

定義 将来効判決とは、選挙を無効としつつ、無効の効力が生じる時期を将来の一定の時点に遅らせる判決です。

結論 事情判決の代案として、議論されています。

理由 それまでに国会に是正させるので、事情判決よりも**強い警告**になります。

△ 注意 「違憲だが有効」以外にも、選択肢が実際に議論されています。

8 統治行為論が使えない理由

定数不均衡は、国会が作った選挙制度の当否を争う、政治的な問題です。  
では、なぜ裁判所は、統治行為論で判断を避けないのでしょうか。

# 統治行為論が使えない理由

|     | 統治行為論の前提                               | 定数不均衡の主張                               |
|-----|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 土台  | <b>最終的には国民の政治的判断に委ねる</b><br>という民主政治の原理 | その土台＝ <b>一票の重み</b> そのものが<br>壊れているという主張 |
| だから | 高度に政治的な問題には<br>裁判所は立ち入らない              | <b>土台が欠けている</b> 以上、<br>この法理は使えない       |

ある法理を持ち出す前に、その法理が立つ前提を確認する

■ 前提が欠けている

結論 定数不均衡には、統治行為論は使えません。

理由 統治行為論の土台は、最終的には**国民の政治的判断に委ねる**という民主政治の原理です。定数不均衡の主張は、その土台である**一票の重み**そのものが壊れている、という主張です。国民の判断に委ねようにも、その前提が欠けているのです。

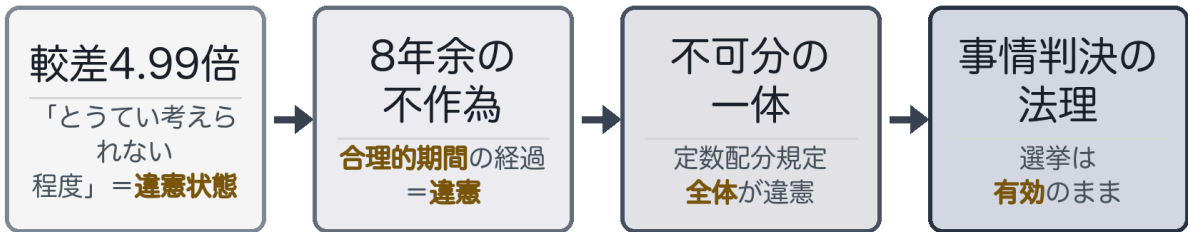
△ 注意 ある法理を持ち出す前に、その法理が立つ**前提**を確認します。

9 最初に違憲とした判決（衆議院・中選挙区制）

4段階を理由とともに見てきました。

では、この4段階を最初に丸ごと立てた判決は、どう判断したのでしょうか。

## 4段階が、一つの判決の中にある



最初にこの4段階を丸ごと立てた判決——以降の判決は、すべて同じ物差しで読める

■ 4段階を立てた判決

定義 中選挙区制とは、1つの選挙区から2人以上の議員を選ぶ、当時の衆議院の制度です。

事案 中選挙区制のものと衆議院議員選挙で、較差は**4.99倍**でした。較差は、8年余りにわたって是正されないままでした。選挙区の選挙人が、選挙の無効を求めて訴えました。

結論 4段階すべてを判断し、**違憲**としつつ、**選挙は無効にしません**でした。

- ・ 一段目：較差は、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達し、**違憲状態**です。
- ・ 二段目：合理的期間内における是正がされなかったので、**違憲**です。
- ・ 三段目：定数配分規定は、**全体**として**違憲の瑕疵を帯びる**としました。
- ・ 四段目：請求は棄却し、主文で選挙は**違法**と宣言しました。

理由 判決は、各段階を次のように述べました。

- ・ **投票価値の平等**：憲法は、**人口数と議員定数との比率の平等を最も重要かつ基本的な基準**とすることを要求しています。国会は、これと調和する範囲で、**公正かつ効果的な代表**という他の目的も考慮できます。
- ・ **違憲の推定**：較差がとうてい考えられない程度に達すれば、国会の合理的裁量の限界を超えると**推定**されます。**正当化すべき特段の理由が示されない限り**、憲法違反と判断するほかはありません。
- ・ **全体の違憲**：各選挙区の定数配分は、相互に有機的な関連を持ち、**不可分の一体**をなすからです。
- ・ **選挙の効力**：行訴法31条1項前段には、**一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれている**からです。

△ 注意 この判決の言葉は「人口数と議員定数との比率の平等」で、通説はこれを**人口比例主義**と呼びます。言い方は判決ごとに違い、参議院の判決は人口比例主義という言葉を判決自身が使っています。この判決が判断したのは、**衆議院**の定数配分だけです。

判例 最初に違憲と言った判決 最高裁判所大法廷判決

違憲の範囲

各選挙区の議員定数の配分は、相互に有機的な関連を有し、不可分の一体をなすものと考えられるから、本件議員定数配分規定は、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解するのが相当である。

投票価値の平等

投票価値の平等について、憲法は、議員定数の配分において人口数と議員定数との比率の平等を最も重要かつ基本的な基準とすることを要求している。もつとも、国会は、これと調和する範囲で、公正かつ効果的な代表という他の政策的目的を考慮することもできる。

10 合理的期間の起点（同じ較差でも結論が分かれる）

最初に違憲とした判決の後、国会は法改正をしました。  
では、その後の判決は、同じような較差で同じ結論になったのでしょうか。

同じような較差でも、なぜ結論が分かれるのか

| 判決          | 較差    | 結論   | 時計の起点（理由）                              |
|-------------|-------|------|----------------------------------------|
| 最初に違憲と言った判決 | 4.99倍 | 違憲   | 8年余、是正がされなかった                          |
| その次の判決      | 3.94倍 | 違憲状態 | 直前の改正で一度 <b>2.92倍</b> まで縮小＝ <b>期間内</b> |
| さらにその次の判決   | 4.40倍 | 違憲   | <b>前の選挙</b> の時点で既に違憲状態だった              |

合理的期間の時計を、いつから測るか——それだけで結論が分かれる

■ 違憲状態にとどまった判決

事案 法改正で較差は一度2.92倍まで縮まりましたが、その後の選挙で**3.94倍**に広がりました。

結論 **違憲状態にとどまり、違憲とはされませんでした。**

理由 直前の法改正で、較差を大きく縮めた実績がありました。そのため、まだ合理的期間の内側だと評価されました。

■ 違憲とされた判決

事案 その次の選挙で、較差は**4.40倍**に広がりました。

結論 **違憲とされましたが、事情判決にとどめられ、選挙は有効のままでした。**

理由 本件選挙の較差は、既に**先の総選挙の時点**で、憲法の要求に合致しない状態に至っていました。それにもかかわらず、**合理的期間内における是正がされなかった**からです。

△ 注意 合理的期間の時計は、今の選挙からではなく、**較差が違憲状態に達した時点**から測り始めます。同じような較差でも、時計の起点次第で結論が分かれます。

判例 前の選挙の時点で、既に違憲状態だった 最高裁判所大法廷判決

時計の起点の判決

本件選挙当時における選挙区間の較差は、既に先の**総選挙の時点**において、憲法の要求するところに合致しない状態に至っていたものというべきであり、それにもかかわらず、憲法上要求される**合理的期間内**における是正がされなかったものと認めざるをえない。

判例 最初に違憲と言った判決 最高裁判所大法廷判決

合理的期間の経過

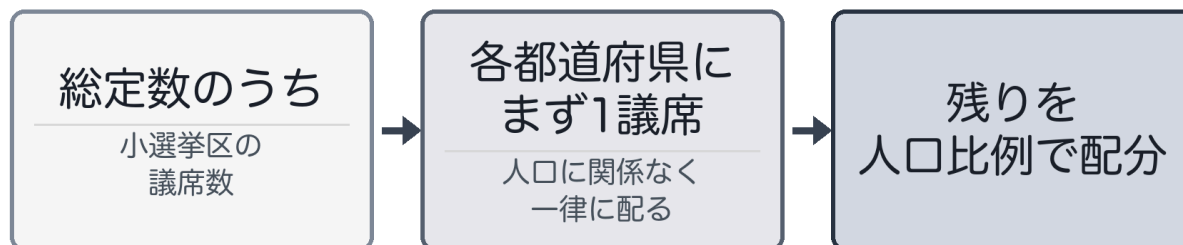
前記規定は、憲法の要求するところに合致しない状態になっていたにもかかわらず、憲法上要求される**合理的期間内**における是正がされなかったものと認めざるをえない。

## 11 小選挙区制と1人別枠方式

合理的期間論は、中選挙区制のもとで積み上げられました。

では、選挙制度が小選挙区制に変わった後、較差はどう判断されたのでしょうか。

### 1人別枠方式——配分の仕組み



この配分方法自体が、導入した時点で較差2倍超を生んでいた

#### ■ 1人別枠方式

定義 1人別枠方式とは、小選挙区制の導入時に採られた議席の配分方法です。

- ・まず：各都道府県に、人口とは関係なく一律に1議席を配ります。
- ・残り：残りの議席を、人口比例で各都道府県に配分します。

△ 注意 この配分方法自体が、導入した時点で既に較差2倍超を生んでいました。

#### ■ 導入直後の判決

### 導入直後は、なぜ合憲だったのか

| 判決         | 較差     | 結論 | 決め手                           |
|------------|--------|----|-------------------------------|
| 導入直後、最初の判決 | 2.309倍 | 合憲 | 人口の少ない県への配慮は <b>立法裁量</b> の範囲内 |
| その次の判決     | 2.171倍 | 合憲 | 1人別枠方式 <b>それ自体</b> の合理性も肯定    |

較差2倍超だったのに、なぜ最初は合憲だったのか——次の判決で評価が変わる

結論 導入直後の2つの判決は、較差2倍超でも、どちらも合憲でした。1人別枠方式そのものも、なお合憲とされました。

理由 選挙制度は47条が法律に委ねているので、**立法裁量**がもともと広いからです。人口の少ない県への配慮も、その範囲内だと評価されました。

## 12 転回点の判決（1人別枠方式の合理性の喪失）

導入直後は、1人別枠方式も合憲とされました。

では、合憲だった制度が、なぜ後から評価を変えられたのでしょうか。

## 合憲だった制度が、なぜ評価を変えられたか

|             | 導入直後の判決まで                                    | 転回点の判決                                    |
|-------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1人別枠方式の位置づけ | <b>急激な減少への配慮</b> から<br>採られた方策（国政の安定性・連続性の確保） | その合理性には <b>時間的な限界</b><br>＝ <b>合理性を失った</b> |
| 結論          | 合憲                                           | <b>違憲状態</b><br>（ただし合理的期間の経過は否定）           |

- 一般に**激変緩和**と呼ばれるが、判決自身の言葉ではない——  
判決の言葉は「急激な減少への配慮」「合理性には、おのずから時間的な限界がある」

その配慮も、いつまでも続く理由にはならない

### ■ 合理性の時間的な限界

事案 小選挙区制もとの選挙で、較差は**2.304倍**でした。

**結論** 違憲状態としましたが、違憲とはしませんでした（合理的期間の経過は否定）。1人別枠方式は、その合理性を失っていたとしました。

理由 判決は、1人別枠方式を次のように位置づけました。

- ・ **目的**：人口の少ない地方における定数の**急激な減少への配慮**から、国政の安定性・連続性を確保するために採られた方策です。
- ・ **限界**：**その合理性には、おのずから時間的な限界があります**。新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階で、合理性は失われます。
- ・ **本件**：制度導入からすでに相当の期間が経過していました。

合理的期間の経過を否定したのは、国会がこの問題を認識し、是正に取り組み始めるのに必要な時間を考慮したためです。

△ 注意 こうした配慮を一般に**激変緩和**と呼びますが、判決自身の言葉ではありません。較差は前の判決より小さくても、違憲状態とされています。

#### 判例 転回点の判決 最高裁判所大法廷判決

**一人別枠方式の位置づけ** 1人別枠方式は、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮から、国政の安定性・連続性を確保するために採られた方策であり、**その合理性には、おのずから時間的な限界がある**。新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その合理性は失われる。

**合理性の喪失** 本件選挙が施行された時点においては、上記の制度導入からすでに相当の期間が経過しており、1人別枠方式は、**その合理性を失っていたもの**というべきである。

### 13 1人別枠方式の廃止後（違憲状態が続いて合憲へ）

転回点の判決を受け、国会は1人別枠方式を廃止する法改正に踏み出しました。

では、その後の選挙について、判決はどう評価したのでしょうか。

## 違憲状態が続いて、ようやく合憲へ

| 判決              | 較差     | 結論        | 決め手                       |
|-----------------|--------|-----------|---------------------------|
| 1人別枠方式廃止後、最初の選挙 | 2.425倍 | 違憲状態      | 廃止の法改正を <b>一応評価</b>       |
| その次の選挙          | 2.129倍 | 違憲状態      | 法改正 <b>後も</b> 較差縮小の取組みが続く |
| 決着の判決           | 2倍未満   | <b>合憲</b> | 是正の努力が実り較差も2倍未満に          |

違憲状態が続いた末に、ようやく合憲になった——合理的期間論の働き方がここで見える

■ 3つの判決

**結論** 違憲状態が続いた末に、ようやく合憲になりました。

- ・ **廃止後最初の選挙**：解散のため旧規定のまま行われ、**違憲状態**です。廃止の法改正を一応評価し、合理的期間の経過は否定されました。
- ・ **その次の選挙**：較差はまだ2倍を超え、**違憲状態**です。法改正のあとも、国会が較差をさらに縮める見直しを続けていたことを考慮しました。
- ・ **その次の選挙**：較差が**2倍未満**に収まり、**合憲**です。是正の努力が実り、較差も収まったと評価されました。

△ 注意 個別の較差を覚えるより、**合理的期間の経過をなぜ否定し続けたか**で押さえます。各判決は、前の判決に対する**国会の対応への評価**になっています。

**14** 参議院の判断枠組み（なぜ緩やかだったか）

ここまでは、衆議院の判例でした。

では、参議院は、衆議院と同じ基準で判断されてきたのでしょうか。

衆議院と参議院——違憲になる条件の違い

|          | 衆議院                           | 参議院                                             |
|----------|-------------------------------|-------------------------------------------------|
| 違憲になる条件  | 著しい不平等状態＋ <b>合理的期間</b> の経過    | 著しい不平等状態＋ <b>相当期間</b> の継続（より緩い）                 |
| 緩さを支える理由 | ——（緩さの理由はない＝ <b>人口比例</b> が原則） | <b>都道府県代表的性格</b> ＋<br>半数改選（46条）で定数は必ず <b>偶数</b> |

偶数制約は較差を細かく調整できない物理的な理由——「参議院だから」で終わらせない

■ 相当期間の継続

事案 参議院議員選挙で、較差は**5.26倍**でした。

**結論** 合憲としました。較差は、到底看過することができない程度の不平等に達していないと判断されました。

**条文** 46条は、参議院議員の任期を6年とし、3年ごとに半数を改選すると定めています。

**理由** 判決は、参議院の違憲判断の枠組みを次のように示しました。

- ・ **一段目**：較差が**到底看過することができない**程度の著しい不平等状態に至ることです。
- ・ **二段目**：それが、憲法上要求される**相当期間**継続して是正されなかったことです。

△ 注意 衆議院の「合理的期間」より、参議院の「相当期間」のほうが緩い言葉です。

**判例** 参議院の違憲判断枠組み 最高裁判所大法廷判決

**参議院はなぜ緩いか** 参議院議員の選挙については、その較差が**到底看過することができない**程度の著しい不平等状態に至り、かつ、それが憲法上要求される**相当期間**継続して是正されなかった場合に、初めて憲法に違反するものと解すべきである。

**46条** | 第四章 国会（41～64条）

参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

■ 緩さを支えた2つの理由

**結論** 参議院の緩さは、**2つの具体的な理由**に支えられていました。

- ・ **都道府県代表的性格**：参議院議員には、都道府県の代表という性格があるとされてきました。
- ・ **偶数制約**：半数ずつ改選するので（46条）、各選挙区の定数は必ず偶数になります。定数を偶数のまま細かく調整するのは難しく、衆議院より調整の幅が狭くなります。

△ 注意 「参議院だから」で終わらせず、この2つの理由で説明します。

## 緩さを認めた時代の2判決

| 判決           | 較差    | 結論   | 決め手                           |
|--------------|-------|------|-------------------------------|
| 参議院の緩さを認めた判決 | 5.26倍 | 合憲   | 著しい不平等状態が生じていたとまでは言えない（②は未検討） |
| その次の参院判決     | 6.59倍 | 違憲状態 | 著しい不平等状態は認めるが、相当期間の継続は認められず   |

較差6倍を超えても、まだ違憲状態止まり——衆院よりはるかに緩い基準

結論 較差が6倍を超えても、違憲状態止まりでした。

- ・ 5.26倍の判決：著しい不平等状態に至っていないとして、合憲です（相当期間は検討していません）。
- ・ 6.59倍の判決：著しい不平等状態は認めましたが、相当期間の継続までは認められず、違憲状態です。

△ 注意 衆議院よりも、はるかに緩い基準が続いていました。

### 15 参議院の厳格化と合区

参議院の緩さは、都道府県代表的性格と偶数制約に支えられていました。  
では、この緩さは、その後も維持されたのでしょうか。

## 緩さが崩れ、合区で決着する

| 判決          | 較差                  | 結論   | 決め手                            |
|-------------|---------------------|------|--------------------------------|
| 緩さの理由が崩れた判決 | 5.00倍               | 違憲状態 | 「参議院だから後退してよい理由は見だし難い」         |
| その次の判決      | 4.77倍               | 違憲状態 | 国会が選挙制度の抜本的な見直しに取り組み始めていたことを評価 |
| 合区後の判決      | 3.08倍<br>(改正時2.97倍) | 合憲   | 参議院創設以来初めての合区により較差縮小           |
| さらにその次の判決   | 3倍                  | 合憲   | 合区後の状態を維持                      |

緩さを支えていた理由が崩れ（緩さの理由が崩れた判決）、制度が動いた（合区）——一本の物語

### ■ 緩さの理由が崩れた判決

事案 参議院議員選挙で、較差は5.00倍でした。

結論 違憲状態としましたが、違憲とはしませんでした。

理由 判決は、次のように述べました。

- ・ 投票価値の平等：参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。
- ・ 違憲の否定：国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

△ 注意 5.26倍が合憲で、5.00倍が違憲状態になりました。較差が広がったのではなく、参議院に認められてきた緩さのほうが削られたのです。これが参議院の判例の分水嶺です。

**投票価値の平等の後退は見だし難い** 参議院議員の選挙制度のあり方は、国民の意思を公正かつ効果的に国政に反映させるという目標との関連において投票価値の平等の要請と調和するように定められるべきものであるが、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。

**なお違憲状態にとどまる** 本件選挙当時、上記の較差が生じたことについては、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできない。

## ■ その次の判決

事案 較差は**4.77倍**でした。

結論 **違憲状態**で、**違憲とはしません**でした。

理由 国会が、選挙制度の**抜本的な見直し**に取り組み始めていたことを評価したからです。

△ 注意 言葉は「相当期間」でも、国会が動き出しているかを見る点は、衆議院と共通です。

## ■ 合区後の判決

定義 合区とは、隣り合う2つの県を、1つの選挙区にまとめる仕組みです。

事案 参議院の創設以来初めて、合区を実施したうえで選挙が行われました。較差は、数十年にわたり5倍前後だった状態から、**3.08倍**（改正時2.97倍）に縮小しました。

結論 **合憲と**されました。その次の判決も、較差3倍で、合区後の状態が維持されたと評価され、**合憲**です。

**合区後の判決** 本件選挙は、参議院の創設以来初めて、二つの県を一つの選挙区とする合区を実施した上で行われたものであり、これにより、較差は数十年にわたり5倍前後で推移していた状態から大きく縮小した。

## 16 衆議院と参議院の対比

衆議院と参議院の判例を、それぞれ見てきました。

では、両者は何が同じで、何が違うのでしょうか。

### 衆議院と参議院——同じ4段階、違う言葉

|       | 衆議院          | 参議院                     |
|-------|--------------|-------------------------|
| ②の言葉  | <b>合理的期間</b> | <b>相当期間</b> （より緩い）      |
| ①の許容度 | 目安は2倍前後      | かつては5倍前後—— <b>合区で縮小</b> |

同じ4段階の枠組みを使いながら、言葉と許容度が違う——理由は制度の違いにある

結論 **同じ4段階の枠組み**を使いながら、言葉と許容度が違います。

理由 違いの理由は、衆議院と参議院の**制度の違い**にあります。

△ 注意 判例は年表として暗記するより、**最高裁と国会の往復**として読みます。